

所定疾患施設療養費に係る治療の実施について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなっております。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、適切な入所者の健康管理につなげていきたいと考えております。治療の実施状況をご報告します。

■条件

- ① 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定する。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③ 対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。
肺炎、尿路感染症、带状疱疹 蜂窩織炎
- ④ 診断名、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表する。

2024年度 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況

肺炎	6件
尿路感染	5件
带状疱疹	3件
蜂窩織炎	1件

治療内容：尿、血液検査、投薬（抗生剤、抗ウイルス剤）、点滴 等